

別紙（契約第2条関係）

行旅死亡人等葬祭業務委託仕様書（単価契約）

1 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務内容

奈良市内で発生した葬祭を執行する者がない又は判明しない死亡人（以下「行旅死亡人等」という。）の火葬。

- (1) 葬儀に必要な棺及び骨壺等の付属品一式を用意すること。その仕様・規格等については事前に委託者の了承を得ること。
- (2) 委託者から行旅死亡人等の連絡を受けたときは、委託者と協議し速やかに火葬場の火葬予約を行うこと。
- (3) 委託者と協議の上で死亡場所（自宅、病院等）又は保管場所（奈良警察署、場合により県内他警察署）から遺体を引取り、奈良市火葬場へ移送すること。火葬予約の日時、火葬場への事前入場の可否等の事情により保管を要する場合は、受託者の事業所で保管を行うこと。
- (4) 引取り及び保管に際し必要に応じて納体袋・ドライアイス・薬品・冷蔵庫等を受託者が準備し対応すること。
- (5) 火葬に際し必要な書類については委託者が準備し、遺体引取りの際等に遺体火葬許可証を受託者に引き渡すものとする。受託者は遺体の火葬場への移送時に遺体火葬許可証を火葬場に提出し、遺体を火葬場に引き渡すこと。

3 業務上の留意事項

- (1) 受託者は貨物自動車運送事業法に基づき、一般貨物自動車運送事業（靈きゅう）として国土交通大臣から許可を受け、靈柩車等により遺体を搬送できる者であり、かつ葬祭専門業者であること。
- (2) 受託者は遺体を安置する保管所を奈良市内に有している者であること。
- (3) 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。受託した業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けること。この場合において、受託者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。
- (4) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (5) 業務遂行上の詳細及び付随する作業にあたっては、委託者の指示に従うこと。

- (6) 警察署や病院等からの遺体の受け入れについては、当該関係機関とも調整を図り円滑に実施すること。
- (7) 受託者の事業所で遺体保管を要する場合も契約金額で履行すること。
- (8) 受託者は、常時、行旅死亡人等の取扱いに必要な人員、諸材料、車両等を準備し、その業務に直ちに取り掛かるとともに、委託者と連携し迅速かつ柔軟に処理に当たること。
- (9) 一時期に複数件の行旅死亡人等が発生しても、対応すること。
- (10) 遺体の取扱いについて、死者に対する礼が失われることのないように十分留意し、衛生的かつ適切な管理を行うこと。
- (11) 副葬品の納棺については安全に配慮し、遺骨、火葬炉設備の損傷原因となりうるもの、大気汚染、公害の原因となりうるものについては、納棺しないこと。

#### 4 年齢による取扱区分

行旅死亡人等は、年齢（年齢不詳のときは死体検査書等の推定年齢による）が満10歳より大きい者と満10歳以下の者に区分し、委託料を支払うものとする（満10歳以下の者の取扱いは満10歳より大きい者の取扱単価の8割（端数は切捨て））。

#### 5 予定数量

- (1) 大人（満10歳より大きい者） 20件
- (2) 小人（満10歳以下の者） 1件

上記小人については、過去3年間に実績は無く、履行期間内に取扱いが発生しない可能性がある。

#### 6 委託費用

遺体の保管、葬祭に付随するすべての費用は葬祭委託費用に含まれる。

#### 7 支払方法等

- (1) 毎回の葬祭業務終了後に委託業務実施報告書を提出すること。
- (2) 每回の葬祭業務完了を確認後、請求書に基づき支払う。